

**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
第 7 回締約国会議において決定された事項**

○附属書 A（廃絶）及び附属書 C（非意図的放出の削減）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
<p>ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素数 2～8 を含む）</p> <p>※塩素数が 3 以上の塩化ナフタレンは、化審法第一種特定化学物質に指定済み。</p>	<p>エンジンオイル添加剤、防腐剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 （以下の用途を除外する規定あり）※¹ -ポリフッ素化ナフタレン（フッ素数 8 を含む）製造のための使用と そのための中間体としての製造 ・ 非意図的生成による放出の削減

○附属書 A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
<p>ヘキサクロロブタジエン（HCBD）</p> <p>※化審法第一種特定化学物質に指定済み。</p>	<p>溶媒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止
<p>ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩及びエステル類※²</p>	<p>農薬、殺菌剤等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・使用等の禁止 （以下の用途を除外する規定あり）※¹ -電柱とその腕木への使用とそのため の製造

※¹ 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から 5 年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。

日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。

※² ペンタクロロフェノールを有効成分とする農薬については、農薬取締法における登録が平成 2 年に失効済み。